

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム しょうじゅの里 相模原 運営規程

社会福祉法人 兼愛会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人兼愛会が設置運営する特別養護老人ホームしょうじゅの里相模原(以下「施設」という。)が行う指定介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設ごとに置くべき従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護老人福祉施設の介護の提供と、円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設の従事者は、老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、入居者の心身の状況に対応する必要な日常生活上の世話及び介護、健康で明るく生きがいのある生活への必要な援助に万全を期するものとする。

当施設は一人一人の個性を尊重するため、1ユニットの定員を10人とし、このユニットごとに食事や入浴などの日常生活を送り、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら個別にケアを行う。

また、プライバシーが確保された生活空間を提供することにより、心身ともに安定した穏やかな生活を送れるよう援助する。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 特別養護老人ホーム しょうじゅの里相模原
所在地 神奈川県相模原市中央区すすきの町 22-12

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名(常勤兼務)
施設の業務を統括する。管理者に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- (2) 事務職員 3 名(常勤、非常勤)
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員 1 名(常勤兼務)
入居者の入退居、日常生活上の相談、援助に関するに従事する。
- (4) 看護職員 7 名(常勤専従)
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護と健康管理、施設の保健衛生業務に従事する。

- (5) 介護職員 23 名(常勤専従 23 名)
入居者の日常生活上の世話及び介護、その他必要な援助業務に従事する。
- (6) 介護支援専門員 1 名(常勤兼務)
施設入居者の施設サービス計画の作成に従事する。
- (7) 医師 2 名(嘱託医 1 名、精神科医 1 名)
入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員 1 名(常勤兼務)
入居者の身体機能の低下防止を務め、指導・管理に従事する。
- (9) 管理栄養士 1 名(常勤兼務)
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (10) 調理員 6 名(常勤兼務)
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 医師は非常勤とすることが出来る。

3 第1項に定めるものの他必要がある場合は、その他の職員をおくことが出来る。

4 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は9ユニット、各10名定員の90名とする。
(他に短期入所生活介護1ユニット、定員10名有り。)

(施設サービスの内容)

第6条 指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の内容は次の通りとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他離床、着替え、整容等必要な身体の介護。

2 入浴に関すること

自ら入浴することが困難な入居者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助。

3 食事に関すること

管理栄養士により栄養ならびに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮し、栄養ケアマネジメントに基づき食事を提供する。
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助。

朝食 8:00 ～ 9:00

昼食 12:00 ～13:00

夕食 18:00 ～19:00

4 健康保持に関すること

常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

5 アクティビティ・サービスに関すること

入居者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持、自信の回復や情緒安定を図る。

アクティビティ・サービスとは個別レクリエーションやクラブ活動、機能訓練など

6 相談及び援助に関すること

常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行う。

7 社会生活上の便宜の供与等

適宜入居者のための行事を行うとともに、家族との交流の機会を確保し、地域との交流を確保する。

(施設サービス内容の説明等)

第7条 施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、入居者又はその家族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(施設サービス計画の作成・変更)

第8条 施設サービスの提供に当たっては、入居者の心身の状況、希望を踏まえて施設サービス計画を作成する。

2 施設サービス計画の作成・変更の際には、入居者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

3 施設サービス計画は、継続的にサービスの管理・評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第9条 従事者は、施設サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該施設サービスについて、介護保険法第48条第4項の規定により、入居者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を入居者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 入居者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

(2) 火気の取り扱いに注意すること。

(3) 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑になるような行為をしないこと。

(4) その他、管理上必要な指示に従うこと。

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 施設サービス利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その一割(二割・三割)の額とする。

別紙「サービス料金表」参照

- 2 前項の費用のほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。
- 居住費・食事に係る自己負担金、入居者の希望する特別な食事・特別な室料やおやつ代、理美容代、金銭・貴重品等の管理、入退所時及び、利用者の希望する協力病院以外（協力病院より遠方の場合）の受診の送迎費用、電気使用料など（別紙料金表の通り）。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。

（入居者の入院期間中の取り扱い）

第12条 入居者が病院又は、診療所に入院する必要がある場合であって、入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれる時は、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後も再び入居することが出来る。

入院中の居住費については、当該居室確保の為、1日当たり2300円となります。（ただし負担限度額証をお持ちの方は、6日目までは負担限度額証に記載の居住費となります。なお、月をまたがる場合は最大12日間となります。）

（契約書の作成）

第13条 施設サービスの提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、入居者に契約書の書面を持って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応）

第14条 施設サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに施設嘱託医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び入居者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告をしなければならない。

- 2 施設サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、入居者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第15条 施設は、消防法等の規定に基づき、非常その他緊急の事態に備え、非常災害に関する計画を（業務事業計画を令和6年3月31日までに）策定する事とし、非常災害に備えるため、不定期に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

防火責任者	施設長
防災訓練	年2回
避難訓練	年2回
通報訓練	年2回

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第16条 施設は、入居者の使用する食器、その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

感染症の発生時において入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画を（業務事業計画を令和6年3月31日までに）策定する事とする。

- 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、入居者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

受付窓口担当者 介護支援専門員
電 話 042-704-8817
別紙「社会福祉法人 兼愛会 苦情処理規定」参照

第三者評議委員 赤枝病院院長
電 話 045-921-3333
評議委員
電 話 045-921-0013

(損害賠償)

第18条 提供した施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(秘密保持)

第19条 施設の従事者及び従事者であった者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(身体拘束の禁止)

第20条 施設では、施設サービス提供にあたり、厚生労働省監修による「身体拘束ゼロへの手引き」に基づき、介護を行います。身体拘束となる具体的行為は以下の11項目です。

- ◆ 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ◆ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ◆ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ◆ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ◆ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ◆ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ◆ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ◆ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ◆ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ◆ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

◆ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

○「緊急やむを得ない場合」

緊急やむを得ない場合、以下の3つの要件を満たした場合のみ必要最低限の範囲で身体の拘束を取らせていただきます。

- 「切迫性」・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- 「非代替性」・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合。
- 「一時性」・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

緊急やむを得ない場合は、利用者本人や家族に対してできる限り詳細に説明いたします。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 施設は虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を(令和6年3月31日までに)行うものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な開催を行い、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 委員会の開催、研修を適切に実施するための担当者の設置

(事故発生時の対応)

第22条 事業所は、施設サービス提供時、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第23条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- 2 施設は、この事業を行う為、ケース記録、入居者の負担金徴納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人兼愛会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改訂施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改訂施工する。

この規定は、令和 8 年 8 月 1 日から一部改訂施工する。

(利用者負担)

利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の5種類に分かれます。

ア) 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1割)

区 分	金 額 (単 位)	内 容 の 説 明
① 基本額	要介護1 670単位	1日あたりの負担額です。
	要介護2 740単位	1日あたりの負担額です。
	要介護3 815単位	1日あたりの負担額です。
	要介護4 886単位	1日あたりの負担額です。
	要介護5 955単位	1日あたりの負担額です。
② 加算額	初期加算 1日30単位	新規入所日及び1ヶ月以上の入院後再入所日から30日間に限ります。
	個別機能訓練加算 1日12単位	1日あたりの負担額です。
	個別機能訓練加算(Ⅱ) 1月20単位	1月あたりの負担額です。
	精神科療養指導加算 1日5単位	1日あたりの負担額です。
	日常生活継続支援加算 1日46単位	1日あたりの負担額です。
	夜間職員配置加算 1日18単位	1日あたりの負担額です。
	看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ) 1日4・8単位	1日あたりの負担額です。
	入院・外泊等加算 1日246単位	入院及び外泊時6日を限度として加算されます。 ※月をまたがる場合には、最大12日となります。
	経口摂取移行加算 1日28単位	医師の指示に基づく。
	経口維持加算Ⅰ 1日400単位	医師の指示に基づく。
	経口維持加算Ⅱ 1日100単位	医師の指示に基づく。
	療養食加算 1回6単位	医師の指示に基づく。
	栄養マネジメント強化加算 1日11単位	1日あたりの負担額です。
	看取り介護加算 1日 72/144/680/1280単位	医師の指示に基づく。
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) 1日3/4単位	1日あたりの負担額です。
	退所時相談援助加算 400単位	
	排泄支援加算(Ⅰ) 1月/10単位 (Ⅱ) 1月/15単位 (Ⅲ) 1月/20単位	1月あたりの負担額です
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 1月/3単位 (Ⅱ) 1月/13単位	1月あたりの負担額です

自立支援促進加算	1月/280単位	1月あたりの負担額です
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月/30単位	1月あたりの負担額です
(Ⅱ)	1月/60単位	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月/50単位	1月あたりの負担額です
生活機能向上連携加算	100単位	1月あたりの負担額です。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月/10単位	1月あたりの負担額です。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ) 所定単位数の176/1000		1月あたりの負担額です。
安全対策体制加算	1回/20単位	入所日より7日を限度として算定されます。

※利用者負担金は(基本額+加算額)×10.54円(地域加算)を計算した合計額の10%・20%・30%

イ) 食事等の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

	金 額 (単 位)	内 容 の 説 明
標準負担額	1日 1545円	1日あたりの負担額です。
おやつ	1食 100円	1食あたりの負担額です。
＊ 利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。 ＊ 食費の内訳は、朝食:320円、昼食:520円、夕食:605円となっております。 ＊ 実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。 ＊ 食事のキャンセルについては、下記の通りのキャンセル料をご負担願います。 朝食:前日17:00以降は全額 昼食:当日8:00以降は全額 おやつ:当日8:00以降は全額 夕食:当日12:00以降は全額 ＊ 行事食は別料金になります(実費相当)。 ＊ おやつは希望により提供いたします。		

ウ) 居住費に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

区 分	金 額 (単 位)	内 容 の 説 明
① 居住費	1日 2,300円	一般個室
＊ 当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日あたり)のご負担となります。		

＊ 入院中の居住費については、12条を参照。

入所者の精神・身体状況により、居室やユニットを変更させていただくことがあります。

エ) その他、個人負担となる費用(全額、自己負担)

区 分	金 額 (単 位)	内 容 の 説 明
①理美容代	実費となります 別表参照	利用者の希望によって提供した場合
②日用品費	実費となります 別表参照	利用者の希望・選択によって提供した場合(持参の場合は無料)
③健康管理費	予防接種等	必要に応じて実費となります
④行事代	各行事実費相当額	利用者の希望によって参加した場合
⑤クラブ活動費	各作業実費相当額	利用者の希望によって参加した場合
⑥電気使用料	品目別(別紙参照)	利用者の希望によって使用した場合
⑦送迎費	基本送迎区域外の場合、1kmあたり22円とする(別紙参照)。	基本送迎区域外からの利用の場合。

オ) 医療費

嘱託医による処置代やお薬代・医師の指示による検査料などです。